

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和5年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
家庭	可燃ごみ	収集ごみ	67,370	81,040	75,840	75,630	89,590	76,480	78,410	70,430	71,920				686,710	
		搬入ごみ	15,420	19,100	17,830	17,320	15,450	16,770	18,890	14,260	13,640				148,680	
		小計	82,790	100,140	93,670	92,950	105,040	93,250	97,300	84,690	85,560	0	0	0	835,390	
	不燃ごみ	収集ごみ	7,220	8,430	7,210	6,040	6,550	7,010	7,400	7,110	6,260				63,230	
		搬入ごみ	14,430	17,580	20,190	9,640	10,630	15,260	15,730	16,860	18,850				139,170	
		小計	21,650	26,010	27,400	15,680	17,180	22,270	23,130	23,970	25,110	0	0	0	202,400	
	粗大ごみ		680	1,290	620	1,330	750	3,090	530	870	1,280				10,440	
	資源	古紙類	ダンボール	14,170	28,860	21,990	23,560	18,860	18,960	38,310	21,230	19,350				205,290
			新聞	0	0	6,460	0	8,220	0	7,760	0	9,510				31,950
			雑誌	6,640	16,060	6,750	0	7,140	6,220	0	6,260	7,100				56,170
			紙パック	0	0	0	0	454	0	0	0	360				814
			小計	20,810	44,920	35,200	23,560	34,674	25,180	46,070	27,490	36,320	0	0	0	294,224
		ガラス類	無色びん	0	0	0	0	0	0	10,870	0	0				10,870
			茶色びん	0	12,020	0	0	0	0	0	13,030	0				25,050
			その他びん	0	0	0	0	0	0	0	10,470	0				10,470
小計			0	12,020	0	0	0	0	10,870	23,500	0	0	0	0	46,390	
金属類		スチール缶	0	1,380	0	0	0	2,120	0	0	1,910				5,410	
	アルミ缶	0	4,960	0	0	0	6,200	0	0	5,920				17,080		
	金属スクラップ	8,150	8,640	7,030	7,440	7,730	4,700	8,550	4,610	10,630				67,480		
小計	8,150	14,980	7,030	7,440	7,730	13,020	8,550	4,610	18,460	0	0	0	89,970			
プラスチック類	ペットボトル	0	0	5,350	0	0	0	0	0	0				5,350		
	発泡スチロール	0	0	342	0	0	0	0	0	372				714		
	その他	5,430	3,730	5,510	1,930	5,550	5,530	5,510	3,570	5,220				41,980		
	小計	5,430	3,730	11,202	1,930	5,550	5,530	5,510	3,570	5,592	0	0	0	48,044		
布類	220	0	213	186	0	219	0	0	0	0				838		
使用済小型家電	0	0	3,910	0	0	0	0	0	3,740					7,650		
有害ごみ	乾電池	0	0	0	0	0	3,020	0	0	0				3,020		
	蛍光管	0	0	0	0	0	1,200	0	0	0				1,200		
	小計	0	0	0	0	0	4,220	0	0	0	0	0	0	4,220		
計	34,610	75,650	57,555	33,116	47,954	48,169	71,000	59,170	64,112	0	0	0	0	491,336		
合計	139,730	203,090	179,245	143,076	170,924	166,779	191,960	168,700	176,062	0	0	0	0	1,539,566		
累計	139,730	342,820	522,065	665,141	836,065	1,002,844	1,194,804	1,363,504	1,539,566	1,539,566	1,539,566	1,539,566	1,539,566			
事業系	可燃ごみ	52,610	61,760	62,230	70,620	80,110	62,800	68,030	56,170	54,390				568,720		
	不燃ごみ	15,280	11,800	15,570	11,150	7,510	14,310	13,460	19,930	17,470				126,480		
	合計	67,890	73,560	77,800	81,770	87,620	77,110	81,490	76,100	71,860	0	0	0	695,200		
	累計	67,890	141,450	219,250	301,020	388,640	465,750	547,240	623,340	695,200	695,200	695,200	695,200			
総合計	207,620	484,270	741,315	966,161	1,224,705	1,468,594	1,742,044	1,986,844	2,234,766	2,234,766	2,234,766	2,234,766	2,234,766	17,760,617		
累計	207,620	691,890	1,433,205	2,399,366	3,624,071	5,092,665	6,834,709	8,821,553	11,056,319	13,291,085	15,525,851	17,760,617				

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	18,300	21,520	22,300	5,340	9,750	24,090	19,510	27,370	23,550				171,730

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日				第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無				
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
遮水工	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日				第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無				
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
調整池	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日				第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無				
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日				第1条第2項第14号ロ
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無				
	必要な措置を講じた日 措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日	12月29日				第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無				
	必要な措置を講じた日 措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回					第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流) 採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月25日	6月7日	7月5日	8月9日	9月6日	10月11日	11月8日	12月6日			
結果の得られた日	4月21日	6月7日	6月16日	7月24日	8月21日	9月19日	10月24日	12月1日	12月19日			
塩化物イオン	4	4	4	4	6	4	4	4	4			
電気伝導率	8.6	8.6	8.4	8.4	9.4	8.7	7.2	8.4	9.7			
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1 ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	7月24日	12月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2 ※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	ダイオキシン類	0.12	0.12	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	8月7日	12月6日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井 (上流)

採水場所:

弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月25日	6月7日	7月5日	8月9日	9月6日	10月11日	11月8日	12月6日			
結果の得られた日	4月21日	6月7日	6月16日	7月24日	8月21日	9月19日	10月24日	12月1日	12月19日			
塩化物イオン	6	7	6	6	6	6	5	5	5			
電気伝導率	8.6	8.1	8.2	8.5	8.7	8.6	8.3	8.4	8.6			
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	7月24日	12月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	< 0.001	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< ND(0.1)	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	ダイオキシン類	0.086	0.066	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	8月7日	12月6日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月25日	6月7日	7月5日	8月9日	9月6日	10月11日	11月8日	12月6日			
結果の得られた日	4月21日	6月7日	6月16日	7月24日	8月21日	9月19日	10月24日	12月1日	12月19日			
水素イオン濃度(水素指数)	7.6	7.6	7.6	7.7	7.9	7.7	7.8	8.0	7.9			
生物化学的酸素要求量	0.7	0.6	0.6	0.6	1.4	0.9	< 0.5	< 0.5	< 0.5			
化学的酸素要求量	7.5	8.7	8.2	6.7	6.1	6.2	3.5	7.6	7.4			
浮遊物質	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1			
窒素含有量	4.2	4.3	4.3	4.9	3.1	3.7	1.4	3.9	2.4			
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	7月24日	12月5日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	< ND(0.0005)	< ND(0.0005)	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機リン化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.003	< 0.003	大腸菌群数	< 0	< 0
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	0.49	0.24
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.39	0.44	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふっ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3.1	2.7			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容		項目	内容		項目	1回目	2回目
採取した日	7月5日	11月8日	ダイオキシン類	0.00030	0.00039	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	8月7日	12月6日	異常の有無	無	無	講じた措置の内容		